

【注1】第15 証明書の返納（2023年度関税割当公表 p.19～）
 証明書の発給を受けた者は、証明書が次のいずれか（1）～（3）の事由に該当したときは、その事実の発生した日から1か月以内（有効期間を延長した証明書は、2024年度「年度枠」証明書受領日まで）に、証明書と提出書類を発給窓口に提出（返納）しなければなりません。（1） 証明書の割当数量を全て使用した場合、（2） 証明書を使用しないこととなった場合、（3） 証明書の有効期間が満了した場合
【注2】 証明書の発給を受けた窓口に返納（郵送）してください。

申請者氏名 (名称)	フリガナ カブシキガイシャケイザイサンギョウ 株式会社経済産業				
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (※) 証明書に記載された13桁を記入する。印鑑証明書の番号は、12桁のため使用しないこと。				
登記上住所又は 個人事業者の現住所	東京都千代田区霞が関1丁目3番1号				
実際の営業所住所 (上記住所のほか に事業所がある場合)	東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島ビル3階301号室				
担当者氏名	経済 次郎	電話番号	03-3501-1659	E-mail	kanwari-han@meti.go.jp

(足・㎡)

割当物品	革靴 牛染 牛他 羊・やぎ			
	割当数量 (A)	通関数量 (B)	残数量 (A) - (B)	非該当数量(注4) (B)の内数
2023A第100●●●●号	350	350	0	0

注1 用紙の大きさは、A列4番とします。
 2 この確認書は、各証明書（年度枠・保留枠・再割当）ごとに2通ずつ作成して下さい。
 3 「割当数量」欄には、当初の割当数量を記載してください。変更があった場合には、当初の数量の下に、当初の数量から返納数量（返納数量が複数回ある場合はそれらの数量の和）を差し引いた数量をかつ書きで記載して下さい。
 4 「非該当数量」欄には、通関数量のうち、提出することができない輸入許可通知書等や自ら輸入によるものではない輸入許可通知書等があった場合には、その数量を記載してください。
 (原則、提出は初回通関にかかる輸入許可通知書等のみですが、2回目以降の輸入許可通知書等についても提出を求められることがあります。全ての通関分（証明書裏面の通関状況欄）を出力等し、保管してください)
 「非該当数量」については、実績算定数量及び消化率算出の際に輸入通関数量とは、みなしませんので、後年度の割当数量が減少することがあります。予めご注意ください。
 5 証明書の返納日は、右の受付印の日付となります。
 6 審査の結果、数量に誤りが判明したときは、後日、訂正したものを提出していただくことがあります。
 7 審査等の結果、皮革・革靴公表に規定する「自ら輸入」と認められない場合は、証明書を発給しないことがあります。また、発給した証明書を発給時遡って無効とすることがあり、証明書の返納を求めること等がありますので適正な使用をお願いします。

証明書返納受付印	返納集計
	返納管理簿

- (添付書類) 提出前に申請者がチェック☑を入れて下さい。
- 皮革・革靴共通： 関税割当証明書（原本：表裏面の全ページ）※残数量管理をNACCSに登録した場合には、(NACCSを終了の上) 同証明書原本の裏面に「NACCS登録終了」の記載等、「税関の割印」のある「関税割当証明書システム管理終了結果情報」原本の全ページを併せて提出すること。
 - 皮革・革靴共通： 輸入許可通知書（初回通関分。革靴については、初回の輸入通関が無償の場合には、初回通関分の輸入許可通知書及び最初の有償に至るまでの全ての輸入許可通知書。）
 - 革靴のみ：返納用「自ら輸入」申告書（実績者/新規者・革靴のみ）【公表様式第5】。また、年度

【注3】 提出書類の保存
 関税割当証明書返納の際の提出書類（添付書類、返却された返納確認書を含む）及びそれ以外に本公表に基づき写しを提出した書類、また、管理・保管を求めている書類は、証明書を返納した日の翌日から5年間、当該書類の原本を保存しなければならない。
 なお、同様の期間、上記2の輸入代金決済（T T送金、クレジットカード払い、信用状等）した書類原本と共に、預金口座通帳、帳簿類等（輸入取引に使用した発注書、契約書等を含む）の原本を保存しなければならない。

【注4】 「返納確認書」に輸入許可通知書等の写しが添付（注）されていない輸入通関数量は、後年度の実績算定数量及び消化率の算出の際に、輸入通関数量の実績とみなさない。
 (注) 添付は、初回の通関分の輸入許可通知書等とするが、2回目以降の通関分の輸入許可通知書等の提出を求められることがあるので、全ての通関分（証明書裏面の通関状況欄）を出力等し、保存すること（上記【注3】に同じく5年間保存すること）。
 なお、提出できない場合には、輸入通関数量とはみなさず、後年度の割当数量が減少することがある。